

計画策定年度	平成20年度
計画改定年度	平成24年度 平成27年度 平成30年度 令和3年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	十日町市

十日町市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
eメール

産業観光部 農林課 林業振興係
十日町市千歳町3丁目3番地
025-757-3111
025-752-4635
t-norin@city.tokamachi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	新潟県十日町市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度) ()は平成29年度の被害面積及び被害金額
ア 農業被害状況 (市内農家の被害状況)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
カラス	水稲	0.12(3.46)	16.2(60.2)
	豆類	0.27(0.04)	2.7(0.2)
	果樹	—(—)	0.0(0.1)
	野菜	0.48(0.29)	24.5(15.2)
	小計	0.87(3.79)	43.4(75.7)
カワウ	水稲	0.01(0.00)	1.0(0.0)
	魚類(養鯉等)	—(—)	41.9(50.0)
	小計	0.01(0.00)	42.9(50.0)
アオサギ	水稲	0.11(4.38)	14.8(41.6)
	魚類(養鯉等)	—(—)	1.3(0.0)
	小計	0.11(4.38)	16.1(41.6)
ゴイサギ	水稲	0.04(0.61)	5.7(5.8)
	野菜	0.00(0.01)	0.0(0.1)
	魚類(養鯉等)	—(—)	0.5(0.0)
	小計	0.04(0.62)	6.2(5.9)
鳥類計		1.03(8.79)	108.6(173.2)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額(万円)
タヌキ	水稻	0.05(0.98)	7.5(17.2)
	イモ類	0.10(0.00)	1.6(0.0)
	豆類	0.31(0.11)	0.6(0.3)
	果樹	0.02(0.01)	0.1(0.1)
	野菜	0.31(0.20)	11.7(7.6)
	小計	0.79(1.30)	21.5(25.2)
イノシシ	水稻	2.98(4.05)	413.9(78.1)
	イモ類	0.10(0.00)	1.7(0.0)
	野菜	0.08(0.01)	2.0(0.1)
	小計	3.16(4.06)	417.6(78.2)
ノウサギ	水稻	0.00(0.01)	0.1(0.1)
	豆類	0.75(1.04)	3.8(10.1)
	野菜	0.01(0.18)	0.1(0.4)
	小計	0.76(1.23)	4.0(10.6)
ニホンザル	—	— (—)	— (—)
	小計	— (—)	— (—)
カモシカ	水稻	0.66(1.24)	92.2(21.6)
	雑穀	0.35(0.00)	2.8(0.0)
	豆類	0.75(1.65)	3.8(6.1)
	野菜	0.45(0.31)	15.0(11.6)
	小計	2.21(3.20)	113.8(39.3)
ツキノワグマ	水稻	0.05(0.01)	7.4(0.2)
	雑穀	0.05(0.00)	0.4(0.0)
	野菜	0.11(0.00)	1.6(0.0)
	果樹	1.54(0.00)	6.6(0.0)
	小計	1.75(0.01)	16.0(0.2)
ニホンジカ	—	— (—)	— (—)
	小計	— (—)	— (—)
ハクビシン	イモ類	0.00(0.01)	0.0(0.1)
	果樹	0.08(0.00)	0.1(0.0)
	野菜	0.21(0.01)	4.7(0.2)
	小計	0.29(0.02)	4.8(0.3)
獣類計		8.96(9.82)	577.7(153.8)
合計		9.99(18.61)	686.3(327.0)

イ 漁業被害状況（中魚沼漁業協同組合の被害状況）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額(万円)
カワウ	魚類 (アユ)	—	622
	小計	—	622

(2) 被害の傾向

<p><カラス> 被害面積、金額ともに減少しているが、野菜、水稻踏み荒しの被害が確認されている。</p> <p><カワウ、アオサギ、ゴイサギ> カワウに関しては、鯉や錦鯉、アユ等の被害が確認されている（アユの被害集計は令和2年度から）。</p> <p>アオサギとゴイサギに関しては、水稻踏み荒しの被害が報告されており、カワウ同様、鯉、錦鯉等の被害も報告されている。</p> <p><タヌキ> 被害面積、金額ともに減少している。</p> <p><イノシシ> 野菜及び水稻の被害面積、金額ともに増加している。</p> <p><ノウサギ> 被害面積、金額ともに減少している。</p> <p><ニホンザル> 被害は確認されなかった。</p> <p><カモシカ> 水稻の被害が増加している。</p> <p><ツキノワグマ> 水稻の踏み荒らし、果樹の被害が確認されている。</p> <p><ニホンジカ> 農作物・森林被害は確認されていないが、市内でも生息が確認されており、高い繁殖力を有していることから、今後、農作物・森林被害の発生・拡大が懸念される。</p> <p><ハクビシン> 野菜類への被害が確認されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

ア 農業被害（市内農家の被害状況）

指標	被害金額（万円）		被害面積（ha）	
	現状値（令和2年）	目標値（令和5年）	現状値（令和2年）	目標値（令和5年）
カラス	43.4	39.0	0.87	0.78
カワウ	42.9	38.6	0.01	0.01
アオサギ	16.1	14.4	0.11	0.10
ゴイサギ	6.2	5.5	0.04	0.04
タヌキ	21.5	19.3	0.79	0.71
イノシシ	417.6	375.8	3.16	2.84
ノウサギ	4.0	3.6	0.76	0.68
ニホンザル	—	—	—	—
カモシカ	113.8	102.4	2.21	1.99
ツキノワグマ	16.0	14.4	1.75	1.58
ニホンジカ	—	—	—	—
ハクビシン	4.8	4.3	0.29	0.26
合計	686.3	617.3	9.99	8.99

※被害面積は、令和3年1月に全農家を対象に実施した被害状況調査に基づく。

イ 漁業被害（中魚沼漁業協同組合の被害状況）

指標	被害金額（万円）		被害面積（ha）	
	現状値（令和3年）	目標値（令和5年）	現状値（令和3年）	目標値（令和5年）
カワウ	311.0	233.0	—	—
合計	311.0	233.0	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員による捕獲の実施（農業団体でまとまって有害鳥獣捕獲申請） ・ 十日町市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、猟友会による有害鳥獣捕獲などを実施 ・ 被害報告のあった地区へのわな等の設置（わな等の購入） ・ 農業者向けに鳥獣被害防止対策の研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化等による猟友会員の減少に対応した体制を整備する。 ・ わな等による捕獲技術の向上 ・ 各農家への対策方法の周知による被害防止対策意識の向上 ・ カワウ个体群管理のための捕獲について近隣市との連携が必要
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散在する被害農地における電気柵の個別設置 ・ 適切な電気柵の設置 ・ 被害者個人の対策（忌避策、追い払い、防護柵）実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置、管理方法が適切に行われず、獣類に侵入される事例があるため、管理方法等の周知を行う。 ・ 計画性をもった電気柵の配置 ・ 忌避策や追い払いは一時的な効果はあるが、鳥獣が慣れてしまい、生息域が拡散するおそれがあるため、電気柵等の普及を推進する。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝帯整備や放任果樹の除去、残渣処理等の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息環境管理や鳥獣の習性について知識の普及が必要 ・ カワウの个体群管理のための生息環境管理について近隣市との連携が必要

(5) 今後の取組方針

当市ではイノシシによる被害の増大により、獣類による被害金額が全体の約8割と大半を占めていることから、十日町市鳥獣被害対策実施隊(実施隊)が中心となり、猟友会と連携を図りながら、ICT機器の活用等を検討するなど効果的な捕獲方法により被害の軽減に努める。

また、実施隊員の確保に努めるとともに、実施隊員の技術、知識の向上を図る。

カモシカによる被害報告も多く寄せられていることから、他の獣類対策と同様に適切な電気柵の設置を推奨する。鳥類についても獣類と同じく実施隊が中心となり、カラスやアオサギの一斉捕獲を実施し、被害の軽減を目指す。また、カワウについては近隣市と連携し、ヒナを中心に捕獲することで個体数調整を行い、生息域の拡散防止を図る。

有害鳥獣の餌となる放任果樹の除去や野菜くず放置の防止啓発活動、個人での忌避対策について適切な対策情報を周知することで、被害の未然防止に努める。

また、集落や農地と野生動物が生息する森林との境を明確にすることで有害鳥獣を誘引しない環境づくりを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

一般社団法人新潟県 猟友会十日町支部	農林水産業者等からの捕獲依頼に基づき、実施隊員が中心となり猟友会の中に各地域エリアで結成されている捕獲班と連携して有害鳥獣の捕獲を行う。 また、必要に応じて捕獲班を統合して合同で近隣市町村の有害鳥獣の捕獲に合わせて捕獲（主にカワウの捕獲）を実施する。 捕獲等を推進するため、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる。
-----------------------	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン	・わな等による捕獲
令和4年度	同上	同上
令和5年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度捕獲実績は、カラス268羽、カワウ181羽、アオサギ93羽、タヌキ37頭、イノシシ78頭、ノウサギ18羽となっており、地元有識者による生息調査や指導に基づき鳥獣を計画的に捕獲する。カワウについては、被害抑制のため積極的に捕獲等の取組を行う。 イノシシについては、繁殖力が高く適切に捕獲を行わないと急増すると言われており、捕獲頭数が減った翌年度の農作物被害が急増したため、前回計画期間から20頭増やし、年間90頭を目標とする。 ノウサギについても繁殖力や被害状況等を考慮し、前回計画期間と同等の、年間60羽の捕獲を目標とする。 アオサギについては、ゴイサギと同程度の捕獲により被害の減少を図る。 ニホンザル、ツキノワグマについては、農作物被害が発生した場合や、農林水産業者等や市民に危険が及ぶおそれがある場合に限り捕獲を行い、捕獲数は必要最小限にとどめるものとする。 ニホンジカについては、農作物・森林被害が確認されていないが、市内でも生息が確認されており、高い繁殖力から農作物・森林被害の発生・拡大が予想されるため、捕獲計画数を年間20頭とする。ただし、令和3年度に計画頭数を超える30頭が捕獲されたことから、生息頭数が増加していると考えられるため、令和4年度及び令和5年度については、捕獲計画数を年間40頭とする。 ハクビシンについては、タヌキ等と同様に野菜類に被害を及ぼしていることが確認できるため、前回計画期間と同等の、年間50頭の捕獲を目標とする。 毎年被害金額の集計を行い、必要があれば捕獲計画数を見直す。 			

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス	320羽	320羽	320羽
カワウ	捕獲350羽 (卵の採取を含む)	捕獲350羽 (卵の採取を含む)	捕獲350羽 (卵の採取を含む)
アオサギ	50羽	50羽	50羽
ゴイサギ	50羽	50羽	50羽
タヌキ	60頭	60頭	60頭
イノシシ	90頭	90頭	90頭
ノウサギ	60羽	60羽	60羽
ニホンザル	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ニホンジカ	20頭	40頭	40頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・銃器・わなによる有害鳥獣の捕獲（十日町市全域） ・その他、被害状況及び危害の危険状況に応じた有害鳥獣の捕獲
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
地形により発見個体に容易に近づけない場合や、大型獣を1回の発砲で確実に捕獲するためなど、状況に応じてライフル銃による捕獲を行う。

（4）許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

次に掲げる鳥獣については、侵入防止柵の整備など捕獲以外の防止策を講ずる。特にカモシカについては、緩衝帯の整備、侵入防止柵、被害防止啓発など、捕獲以外の防止策のみ講ずるものとする。

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ、タヌキ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン	・被害状況や地域の要望を踏まえ適宜設置し、設置効果の検討	・被害状況や地域の要望を踏まえ適宜設置し、設置効果の検討	・被害状況や地域の要望を踏まえ適宜設置し、設置効果の検討

協議会で設置要綱を定め侵入防止柵の整備を促進。

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・対策協議や研修会等の開催 ・パンフレット等による被害防止の啓発 	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

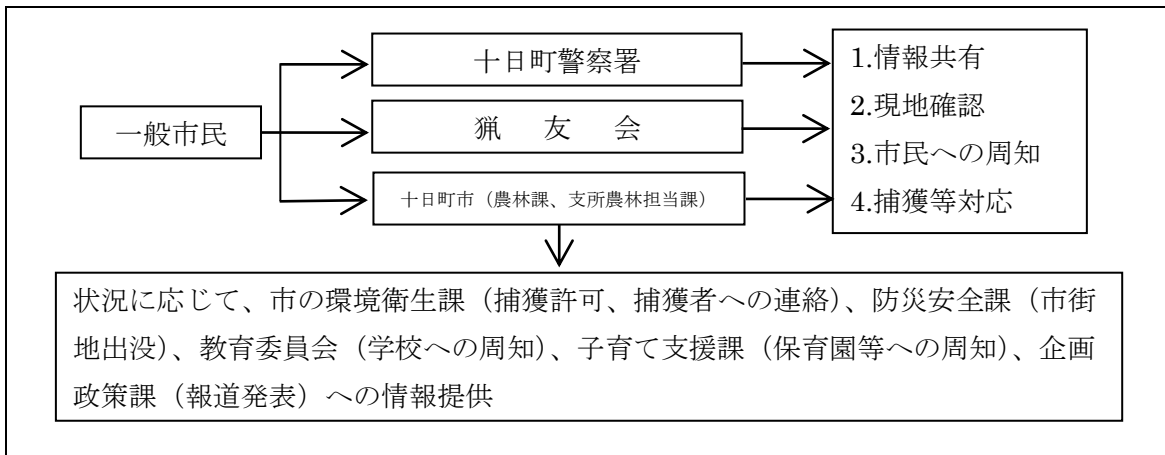
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、タヌキ、イノシシ、ノウサギ、ニホンザル、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・対策協議や研修会等の開催 ・農地に近接する林縁部の藪刈払いや農作物残渣の処理など、生息環境管理に関する被害防止対策の啓発 ・鳥獣の生息状況等の把握 ・出没時の注意喚起
令和4年度	同上	同上
令和5年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
十日町地域振興局 南魚沼地域振興局	対策への指導・助言・人身被害の発生時等の緊急事態や、重要案件に対する連携、協議を行う
十日町市（農林課、支所農林担当課）	市民への周知、県及び警察、猟友会と連携した対応を図る
一般社団法人新潟県猟友会十日町支部	市と連携した対応を図る
十日町警察署	市と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲班長の責任において、焼却処分施設での焼却処理や学術研究への提供など、適切に行うものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する方針」（平成7年度総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法になるよう指導する。

また、希少猛禽類の生息域では原則捕獲を行わないこととし、捕獲を行う場合は、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	猟友会十日町支部と市内ジビエ加工施設との連携により、食品への利用を積極的に図っていく。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の実施

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	十日町市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
新潟県農林水産部水産課	農林水産業の被害状況の把握や情報提供、被害防止対策の指導等
十日町地域振興局健康福祉部	
十日町農業協同組合	農林水産物等の被害の情報収集、被害防止対策の実施または普及啓発
新潟県農業共済組合中魚沼NOSAIセンター	
十日町地域森林組合	
中魚沼漁業協同組合	
十日町市錦鯉組合	
一般社団法人新潟県猟友会十日町支部	有害鳥獣の捕獲
新潟県鳥獣保護管理員	保護区の管理及び狩猟者の指導
十日町市	協議会の総括等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山本 麻希（長岡技術科学大学准教授）	鳥獣被害防止対策への助言
株式会社ういるこ	依頼に基づき鳥獣被害防止対策に関する講演、講習等を実施
十日町地域振興局農業振興部 南魚沼地域振興局農林振興部	国等との連絡調整・情報共有・情報提供、農林被害状況把握の指導、被害防止対策の普及活動の実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊（市非常勤特別職の職員）を設置し、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の加害鳥獣の出没時に農林水産物の被害や人への危害防止策として捕獲等を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

わな猟・銃猟免許等の免許取得支援により免許所持者を増員し、捕獲体制の充実を図る。
野生鳥獣に関する有識者による鳥獣被害防止対策の指導、並びに有害鳥獣関連情報の提供を受ける。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市は、十日町市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、共同で、被害防止策に関する情報交換会、現地研修などを開催する。また、カワウの個体群管理は近隣市と連携して広域的に取り組む。